

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付法）の一部を改正する法律について

I 趣旨

構造改革特区における特例措置の内容を全国において実施し、「地方公共団体及び農業協同組合以外の者」についても、構造改革特区を設定することなく、市民農園を開設することができることとする。

(参考) 改正前の制度の概要

- ① これまでの特定農地貸付法においては、「地方公共団体又は農業協同組合」が行う場合に限り、レクリエーション目的での農作物の栽培に利用する小規模な農地（10 a 未満）について賃借権等の設定（特定農地貸付け）を認めてきたところ。
- ② 平成15年4月からは、構造改革特区に限り、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法の特例を実施。

II 改正の内容

1. 特定農地貸付けの実施主体の拡大

「地方公共団体又は農業協同組合」のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定を撤廃し、これら以外の者が市民農園を開設できることとする（特区の全国展開）。

2. 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付けの実施方法

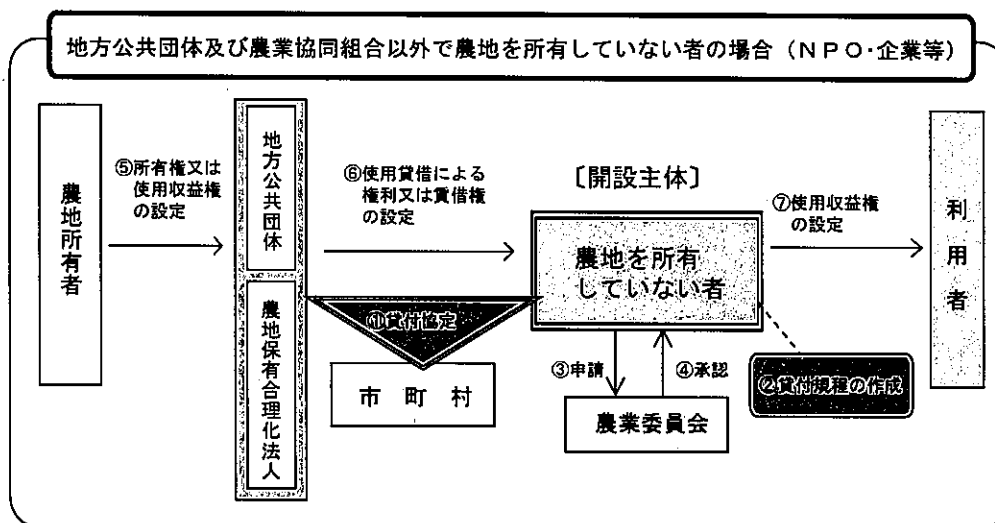
- (1) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、適正な農地利用を確保する方法等を定めた「協定」を市町村等との間で締結することを義務付ける。
- (2) その他関係規定を整備。

【公布日】 平成17年6月10日（平成17年法律第52号）

【施行日】 平成17年9月1日

NPO法人・企業等(農地を所有していない者)の場合

NPO法人や企業等の場合は、農地を所有していないので、農地所有者から農地の提供を受けて開設主体にならなければなりません。このため、開設主体は地方公共団体又は農地保有合理化法人が、農地所有者から所有権又は使用収益権の設定の下での市民農園開設用農地の提供を受けるように依頼し、その農地を市町村・農地保有合理化法人又は地方公共団体・開設主体の三者による貸付協定を結んだ上での使用貸借権又は賃貸借権の設定を行い、農地の提供を受けます。その農地について、貸付規程を設けて利用者に使用収益権を設定し、貸付を行います。



以上により、それぞれの開設主体は所有権又は使用収益権を有し、市民農園利用者への農地貸付を行う準備が整います。

《点検・チェックポイント》

- 農地保有合理化法人の存在確認と担当部署の把握
- 必要な法手続きとその書式の確認
- 手続きに要する日数の確認